

■資本関係がある場合

申請者(リースの場合はその使用者(契約者))が、自社または資本関係にある会社から調達(充電設備の購入および設置工事を含む。)する場合は、補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。

△ 自社にて調達する場合と、資本関係にある会社から調達する場合に必要な書類が異なりますので、注意してください。

実績報告時に必要な書類

①該当する利益等排除の算出方法による根拠資料

- ・当該調達品および当該設置工事費に対する原価または経費であることの証明およびその根拠となる資料。
- ・調達先(当該調達品メーカーまたは工事施工会社)の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)

②利益等排除申立書(様式31)

- ・設置工事の場合は請求書・工事内容内訳書のうち、利益に該当する費目を示すことが必要です。

科目	金額	
売上高		100,000,000
売上原価		50,000,000
売上総利益		50,000,000
販売費及び一般管理費		3,000,000
営業利益		47,000,000
営業外利益		
営業外収益		
受取利息	650,000	
為替差益	470,000	
その他	0	
営業外費用		1,120,000
支払利息	845,000	
棚卸資産評価損	365,000	
為替差損	35,100	
その他	10,000	
経常利益		49,375,100
特別利益		
固定資産売却益	1,000,000	
前期損益修正益	20,000	
賞与引当金戻入額	30,000	
その他	0	
特別損失		1,050,000
固定資産除売却損	1,000,000	
その他		1,000,000
税引前当期純利益		47,325,100
法人税、住民税及び事業税	20,000,000	
法人税等調整額	△ 10,000,000	20,000,000
当期純利益		27,325,100

①例

1. 対象区分	充電設備が該当する会社 (メーカー名)	設置工事施工会社 (会社名)
2. 利益等排除理由 (該当項目に✓ してください。)	<input type="checkbox"/> 申請者自身が補助対象のメーカーである。 <input type="checkbox"/> 100%同一の資本に属するグループ企業である。 <input type="checkbox"/> 関係会社(資本関係が100%未満である)。	<input type="checkbox"/> 申請者自身が補助対象の施工会社である。 <input checked="" type="checkbox"/> 100%同一の資本に属するグループ企業である。 <input type="checkbox"/> 関係会社(資本関係が100%未満である)。
3. 利益等排除方法	<input type="checkbox"/> 充電設備承認申請にて提出した原価 <input type="checkbox"/> 原価以内の取引価格	取引価格 <input type="checkbox"/> 部材費: 労務費: <input checked="" type="checkbox"/> 売上総利益率 X.XX % <input type="checkbox"/> 営業利益率 %
4. 利益相当額		〇〇〇〇〇〇 円

②例

■資本関係がある場合

実績報告時

充電設備の利益等排除の区分と方法

実績報告時に必要な書類

利益等排除の区分	利益等排除の方法	①該当する利益等排除の算出方法による根拠資料	②利益等排除申立書(様式31)
(1) 交付申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。	・当該調達品に対する原価または経費であることの証明およびその根拠となる資料。	○
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。		○
(3) 交付申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。		○

設置工事の利益等排除の区分と方法

実績報告時に必要な書類

利益等排除の区分	利益等排除の方法	①該当する利益等排除の算出方法による根拠資料	②利益等排除申立書(様式31)
(1) 交付申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該設置工事費の工事原価をいいます。	・当該設置工事費に対する原価または経費であることの証明およびその根拠となる資料。	○
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行います。	・調達先(当該調達品メーカーまたは工事施工会社)の直近年度の決算報告(単独の損計算書)	○
(3) 交付申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行います。		○

■資本関係がある場合

<損益計算書 サンプル>

(単位：円)

科目	金額	計算式	利害関係がある人
売上高	20,000		顧客から
売上原価	15,000		取引先へ
■売上総利益【粗利益】 (売上高-売上原価)	5,000	=20000-15000	
販売費・一般管理費	3,800		従業員へ(給料)
■営業利益 (売上総利益-販管費)	1,200	=5000-3800	
営業外収益	100		
営業外費用	200		債権者へ(銀行など)
■経常利益 [営業利益+(営業外収益-営業外費用)]	1,100	=1200+100-200	
特別利益	50		
特別損失	300		
■税引き前当期利益 [経常利益+(特別利益-特別損失)]	850	=1100+50-300	
法人税などの税金	400		国・地方公共団体へ
■当期利益 (税引き前当期利益-法人税などの税金)	450	=850-400	株主へ (最後に残った利益)

$$\begin{aligned} \text{売上総利益率} &= \text{売上総利益} \div \text{売上高} \times 100 \\ &= 5000 \div 20000 \times 100 \\ &= 25\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{営業利益率} &= \text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100 \\ &= 1200 \div 20000 \times 100 \\ &= 6\% \end{aligned}$$

算出結果が小数点となる場合は、
小数点第3位切り捨てをした値を
利益等排除申告書(様式30)「3.利益等排除方法」に記入して下さい。
例：
4.016%→小数点第3位切捨て→4.01%